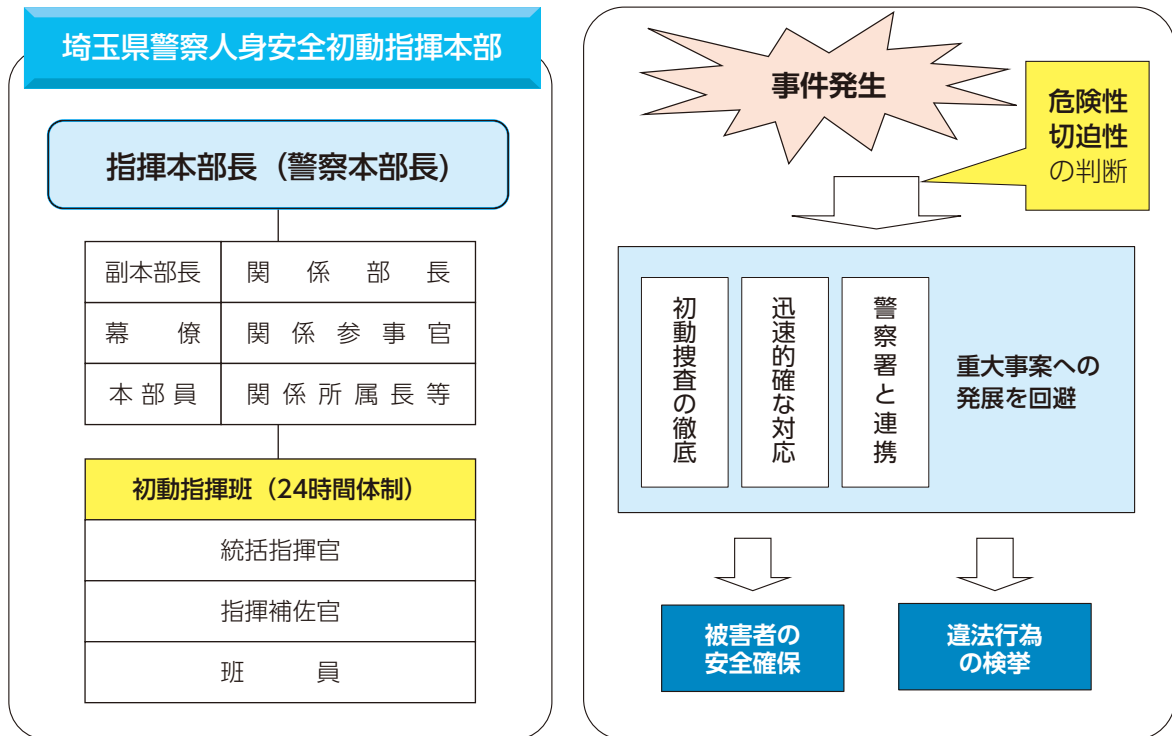


3 子供・女性等の安全対策

1 人身安全関連事案への対応

「人身安全関連事案」とは、ストーカー事案、ドメスティック・バイオレンス(DV)事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等、人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案です。

人身安全初動指揮本部では、重大事案に発展する危険性・切迫性を判断し、これに基づき行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等必要な措置を速やかに講じるなど、警察署と連携して被害の未然防止に努めています。



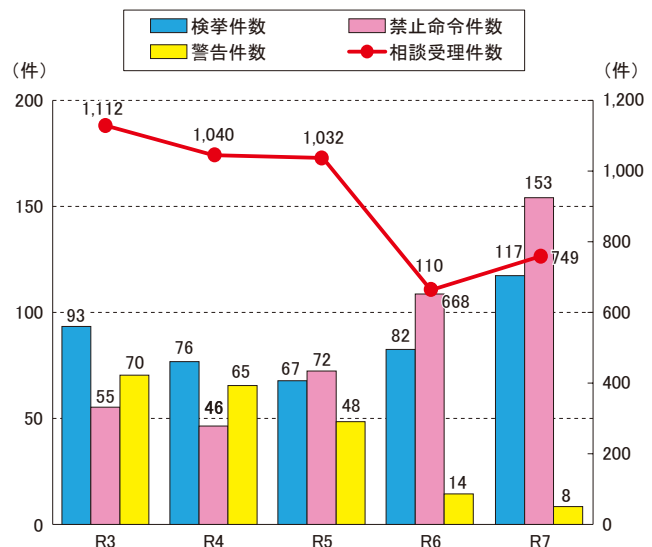
2 ストーカー・DV対策の推進

(1) ストーカー対策

令和7年中のストーカー事案の相談受理件数は749件でした。

ストーカー事案を認知した際は、被害者の安全確保を最優先に考えた保護対策を実施するとともに、行為者に対しては、ストーカー行為等の規制等に関する法律及びその他法令を適用した検挙、同法律に基づく禁止命令、警告等を実施し、被害の拡大防止を図っています。

ストーカー事案取扱いの推移

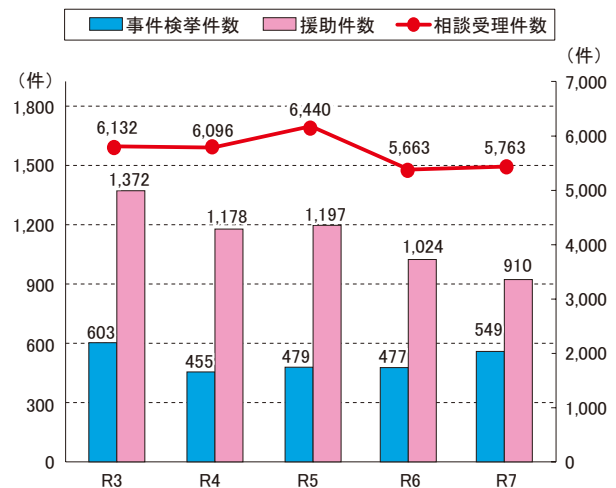


(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策

令和7年中の配偶者等からの暴力(DV)相談受理件数は5,763件で、前年と比べて100件増加しています。

DV相談を受理した際は、相談者の安全を最優先に、保護対策や防犯指導を実施するとともに、加害者に対する指導、警告及び検挙等、相談者の立場に立った対策を推進しています。

DV事案取扱いの推移



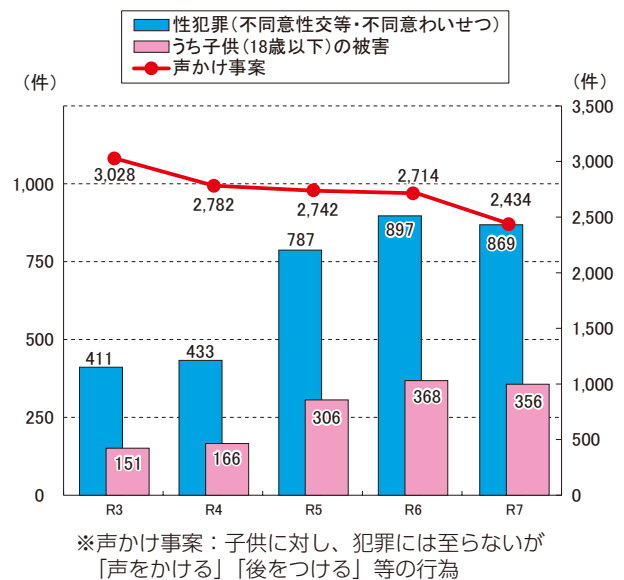
3 子供と女性の犯罪被害防止

令和7年中、子供に対する声かけ事案の件数は、2,434件でした。

また、令和7年中、不同意性交等及び不同意わいせつの認知件数は869件で、うち18歳以下の子供の被害は356件でした。

子供や女性を対象とする性犯罪等の発生を未然に防止するため、その前兆行為と捉えられる声かけ事案や、つきまとい行為等の段階で行為者を特定して検挙又は指導・警告を行う『先制・予防的活動』を積極的に実施しています。

声かけ・性犯罪事案認知件数の推移



犯罪被害を防止するためのポイント

【子供の被害防止】

- 1 ひとりにならない
- 2 ついていかない
- 3 大きな声で助けを呼ぶ
- 4 だれとどこで何時まで遊ぶか家の人に話す

【女性の被害防止】

- 1 ひと気のない通りでは、時々後ろを振り返り注意を払う
- 2 スマートフォンを操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながら等「ながら行動」はしない
- 3 在宅時でも玄関ドアは施錠し、就寝時は窓等の施錠をしっかりと確認する
- 4 来訪者の際はすぐにドアを開けず、インターホンやチェーンなどを利用して、用件や相手を確認する